

【専任特例 1 号、2 号】建設工事現場に配置する技術者の兼務について

建設業法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号による技術者配置の特例（以下、「専任特例 1 号」及び「専任特例 2 号」という。）に基づき、以下の要件を全て満たす場合は、主任技術者又は監理技術者の専任義務を緩和できるものとする。

（1）専任特例 1 号※主任技術者又は監理技術者の専任を求める建設工事において、連絡員を追加で配置し、情報処理技術を活用して現場管理を行うもの

技術者		金額	現場数	現場間の距離	工事の特性条件
先工事	後工事				
監理技術者 or 主任技術者	監理技術者 or 主任技術者	請負額 1 億円未満 建築一式工事： 2 億円未満	2 件まで	概ね 2 時間以内 (片道)	<ul style="list-style-type: none"> ・下請次数が 3 次を超えていない ・連絡員を配置 ・情報通信技術を用いて遠隔から現場作業員の入退場が確認できる（CCUS など） ・人員の配置計画を作成 ・情報通信機器を用いて、映像、音声で現場状況の確認が可能

（2）専任特例 2 号※監理技術者の専任を求める建設工事において、監理技術者補佐を追加で配置し、現場管理を行うもの

技術者		金額	現場数	現場間の距離	工事の特性条件
先工事	後工事				
監理技術者	監理技術者	予定価格 3 億円未満	2 件まで	全ての現場が甲府市内及び甲府市 上下水道局給水区域内、 又は工事現場の間隔が 10 km 程度以下	<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者補佐を専任で配置 ・技術的難易度が高い工事でない ・災害復旧工事等の緊急を要するものでない ・共同企業体（JV）による工事でない

※専任特例 1 号を活用した工事と専任特例 2 号を活用した工事を兼務することは不可